

桐生市議会基本条例について (逐条解説)



キノピー

目 次

桐生市議会基本条例逐条解説

前 文	1
第 1 章 総則	
第 1 条（目的）	2
第 2 条（基本理念）	3
第 2 章 議会の活動原則	
第 3 条（情報公開の徹底）	4
第 4 条（市民参加の促進）	5
第 5 条（市長等との関係）	6
第 6 条（議会改革と議会機能の強化・充実）	7
第 6 条の 2（災害対応）	8
第 3 章 議員の活動原則	
第 7 条（議員の役割と責任の明確化）	9
第 8 条（政治倫理条例の遵守）	10
第 9 条（市民意見の尊重と市民福祉の向上）	11
第 4 章 市民に開かれた議会	
第 10 条（インターネット等の活用）	12
第 11 条（議会報告会の実施）	13
第 12 条（議会広報及びホームページの充実）	14
第 13 条（議長定例記者会見の実施）	15
第 14 条（議会への市民傍聴の促進）	16
第 15 条（採決の明確化）	17
第 5 章 議会への市民参加	
第 16 条（積極的な市民意見の聴取）	18
第 16 条の 2（議会モニターの設置）	19
第 17 条（積極的な市民協議の場の開設）	20
第 18 条（請願趣旨の聴取）	21

第 6 章 市長と議会の関係	
第 19 条（政策提案の説明）	22
第 20 条（一般質問）	23
第 21 条（反問権）	24
第 7 章 議会の活性化	
第 22 条（監視・評価機能の充実）	25
第 23 条（政策評価の研究）	26
第 24 条（議決事件の追加）	27
第 25 条（政策立案機能の充実）	28
第 25 条の 2（正副議長選挙の立候補制）	29
第 26 条（委員会の充実）	30
第 27 条（会派制）	31
第 8 章 政務活動費	
第 28 条（政務活動費の執行等）	32
第 9 章 議会事務局の体制	
第 29 条（議会事務局体制の強化）	33
第 10 章 雑則	
第 30 条（見直し手続）	34
附 則	35・36

前文

地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなかで、地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠となっています。

そして、二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、緊張関係を保ちながら、それぞれの職責を担い、市民の代表として市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められています。

とりわけ、議会において、時代に合った市民が求める議会のあり方を目指すとき、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっています。

そのために議会は、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。また、議員は、議会改革を推進するとともに、自らの役割と責任を明確にすることが求められています。

このような認識の下、桐生市議会は先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民とともに「桐生らしい地域の主体性」を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、ここにこの条例を制定します。

※前文とはなんですか？

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。

桐生市議会基本条例における前文は、基本条例制定の由来や目的を明らかにし、「桐生らしい地域の主体性」を高めるなど基本条例が目指す理想を分り易く述べております。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念に基づき、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会の関係等の議会に関する基本的な事項を定め、二元代表制の下、議会の果たすべき役割と責任を明確にすることで、桐生らしい地方自治を実現することを目的とします。

【解説】

本条では、桐生市議会基本条例をつくる目的を述べています。

市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できるようにすることを目的とします。そのために議会に関する基本的な事項を定めるほか、地域主権の趣旨であります画一的な地域づくりではなく、地域の特性を生かしたまちづくりを目指していくことを定めています。

※二元代表制とは何ですか？

地域住民が自治体の首長と議会議員を別々の選挙で選ぶ制度を二元代表制と言います。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。



(基本理念)

第 2 条 議会は、市民の幸せを実現するための議決機関として、更なる市政の発展を目指すものとします。

【解説】

本条では、地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢や考え方を示しています。

市議会は、市の議決機関ではありますが、執行機関に対する監視機関であり、また、政策立案機能を有する機関でもあります。その役割と責務を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指します。

※地方分権とはなんですか？

国がもっている地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方（市町村と県）に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすることです。

法律などで、全国一律の決まりを細かく定めているため、地方は、地域の実情に合わせた対応がしづらく、国の決まりに合わせるためにあまり必要のないことが求められたり、本当に必要なことがしづらかったりするなどの不都合があります。

地方分権改革は平成 5 年に衆参両議院で決議されてから、本格的に進められ、平成 7 年の「地方分権推進法」、平成 11 年の「地方分権一括法」、平成 18 年の「地方分権改革推進法」を経て、現在に至っており、生活者の視点に立った「地方府」（地方が自ら考えて判断し、国の縛りを受けずに実施することができる体制）をつくっていくことを目指し、地方の自由度の拡大、住民に身近な市町村の強化などを進めることとしています。

第2章 議会の活動原則

(情報公開の徹底)

第3条 議会は、正確な情報を市民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。

【解説】

本条では、本会議や委員会など議会活動に関する情報を、積極的に市民へ提供して、情報を共有することで議会運営の透明性を確保して開かれた議会の実現を目指し、議会を活性化していくことを定めています。

(市民参加の促進)

第 4 条 議会は、市民と協働によるまちづくりを進めるため、市民の声を反映する仕組みづくりに努めます。

【解説】

本条では、市民がまちづくりに積極的に関わり、市議会と市民がともに歩む市民参加の促進を目指すために、市民の意見聴取や話し合いの場を積極的に設けることを定めています。

(市長等との関係)

第5条 議会は、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて市政の発展に取り組みます。

【解説】

本条では、二元代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

市議会が二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等執行機関を監視する役割をもった機関であることを認識し、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たし、事務の執行の監視や評価を行うとともに、政策立案や政策提言を行い、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを定めています。

(議会改革と議会機能の強化・充実)

第6条 議会は、時代に即応した議会改革を進め、議会機能の強化・充実を図ります。

2 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組みます。

【解説】

本条では、議会改革への姿勢について述べています。

第1項

地方分権時代の中、市民代表である市議会の役割はますます重要になっています。地方分権一括法施行後、市議会は時代に即した議会改革に努めるために、議会自らの判断と責任において、自主自立した活動を行うために、議会機能の強化・充実を図ることを定めています。

第2項

近年、高度化、複雑化する市政の諸課題（環境問題・人口減少問題等）や多様化する市民の声に対応するために、より一層の議会改革をこれからも継続していくことを定めています。

※地方分権一括法とは何ですか？

正式な名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい「地方分権一括法」とはその略称です。平成11年7月に成立し、平成12年4月から施行されており、全部で475本の関連法案から成り立っています。地方分権一括法のコンセプトは地方分権であり、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権へと転換するものです。



(災害対応)

第6条の2 議会は、災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、次のとおり対応します。

- (1) 議会は、必要に応じて、災害時の対応をする組織を設置します。
- (2) 議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を定めます。

【解説】

本条では、災害時における議会对応について述べています。

災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、議会における災害対応の組織の設置や行動基準等の根拠となる規定を定めています。

(追加：施行期日 平成 28 年 12 月 22 日)

第3章 議員の活動原則

(議員の役割と責任の明確化)

第7条 議員は、市民の負託に応え、信頼される議員を目指すため、自らの役割と責任を明確にします。

【解説】

本条では、議員の役割と責任について述べています。

議員は、市民全体の代表者として、議員の品位保持、能力向上及び市民意見を的確に把握し、市民への説明責任を果たし、市民福祉の向上のために活動することを定めています。

(政治倫理条例の遵守)

第8条 議員は、市民全体の代表者として、誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、民主的な市政発展に寄与するため、桐生市議会議員政治倫理条例(平成22年桐生市条例第32号)を遵守します。

【解説】

本条では、政治倫理条例の遵守について述べています。

議員は、市民全体の代表者として、厳粛な信託にこたえるために政治倫理の向上と確立に努めなければなりません。なお、遵守すべき政治倫理については、桐生市議会議員政治倫理条例に定めております。

※桐生市議会政治倫理条例とは何ですか？

議員の政治倫理の確立を図ることを目的とした条例です。平成22年第4回定例会において同条例案を可決し、平成23年3月1日から施行しました。

同条例には

『第2条「議員は、市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。』

と、第2条に議員の責務を明記しているほか、

『第3条 市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。』

と、第3条に市民の責務も明記しています。

(市民意見の尊重と市民福祉の向上)

第 9 条 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提言等を行うことにより、市民福祉の向上を目指して活動します。

【解説】

本条では、市民意見を把握して政策提言等を行うことを述べています。

議員は、これまでのチェック機能、要望型の議会の姿から二元代表制の一翼を担う議会として、市民の声を聞き、積極的に調査・研究する中で、市長等執行機関に対して政策提言や要望等を議会側から行っていく姿勢を示しています。

それにより、市民が幸せに暮せる豊かなまちづくりの実現を目指して活動することを定めています。

第4章 市民に開かれた議会

(インターネット等の活用)

第10条 議会は、インターネット等の多様な情報媒体を有効に活用し、情報の発信に努めるとともに、それらの有効な活用に関して、継続的な調査・研究を実施します。

【解説】

本条では、情報発信に努めるほか、その調査研究について述べています。

議会は、市民の負託を受けた議員により構成されています。議会が、その負託に応えるためには、議会活動について市民に説明することが不可欠であり、そのための情報媒体を有効に活用するほか、情報媒体について調査研究を継続的に進めることについて規定しています。

※エックス（旧ツイッター）、フェイスブック、ラインを見たいのですけど？

桐生市議会では、議会改革の一環として、開かれた議会の推進のために、エックス（旧ツイッター）、フェイスブック、ラインの桐生市議会公式アカウントを設置し、桐生市議会情報を積極的に発信しています。

なお、桐生市議会のホームページから、エックス（旧ツイッター）、フェイスブックを見ることができますが、QRコード対応携帯電話の人は、下のQRコードを読み取ることでエックス（旧ツイッター）、フェイスブック、ラインにアクセスできます。

桐生市議会
X (旧Twitter)



桐生市議会
Facebook



桐生市議会
LINE



（LINEアプリのダウンロードが必要です。）

(議会報告会の実施)

第 11 条 議会は、議員による議会報告会を開催します。

【解説】

本条では、議会報告会の実施について述べています。

議会報告会は、全議員で参画して開催します。

(一部改正：施行期日 平成 27 年 9 月 25 日)

(一部改正：施行期日 令和 7 年 6 月 16 日)

(議会広報及びホームページの充実)

第 12 条 議会は、議会広報の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会広報づくりを目指します。

2 議会は、ホームページを活用し、情報公開に取り組みます。

【解説】

本条では、議会広報である市議会だより及びホームページの充実について述べています。

議会は、議会活動を市民へ広くお知らせする媒体の市議会だよりと市議会ホームページについて、より分かりやすく充実させます。そして、市民が議会活動に関心を持つよう広報活動を行い、情報発信力を高めていくことを定めています。

第 1 項

議案の議決状況を議員ごとに公表するなど、きめ細かい紙面づくりに努め、市民に親しまれる市議会だよりを目指します。

第 2 項

議会の情報を市議会ホームページに広く掲載するほか、本会議の状況をインターネットによる生中継や録画放送を行い、本会議場にいらなくても議会の傍聴を可能にするなど、更なる情報公開に取り組んでいきます。

※本会議のインターネット中継は見られるのですか？



平成 25 年第 4 回定例会から本会議の会議の様態を生中継及び録画中継を行います。なお、インターネット中継は公式記録ではありませんので、公式記録は会議録をご覧ください。会議録は、市議会ホームページのほか、桐生市立図書館で閲覧できます。

(議長記者会見の実施)

第 13 条 議会は、必要に応じて議長の記者会見を実施します。

【解説】

本条では、議長の記者会見について述べています。

記者会見は、定例会の終了後や必要に応じて議長により実施し、会見を通して市民に対する情報発信を行っております。

(一部改正：施行期日 平成 27 年 9 月 25 日)

(議会への市民傍聴の促進)

第14条 議会は、多くの市民傍聴を促進するための研究を進めます。

【解説】

本条では、議会への市民傍聴の促進について述べています。

議会は、本会議や委員会への市民の傍聴意欲を高める議会運営に努め、傍聴しやすい環境づくりについての研究を進めることを定めています。

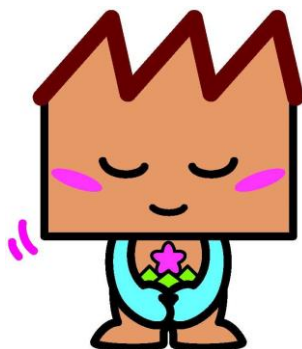
※市民傍聴の方法を教えてください

本会議は一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴できますが、児童及び乳幼児は、議長の許可が必要となります。なお、傍聴席の定員は38人です。ただし、介助者又は手話通訳者で議長の許可を得た場合はこの限りではありません。傍聴希望者が定員を超えるときは、整理券を発行して混乱を避けています。

常任委員会も傍聴ができます。ただし、傍聴のスペースに限りがありますので、傍聴を希望される場合は、お手数ですが事前に議会事務局までお問い合わせください。

※傍聴のとき守っていただくこと。

- ・ 議場や委員会における傍聴については、静粛を旨とすること。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、電子機器等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- ・ 傍聴席で飲食したり、たばこをすったりしないこと。
- ・ 議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- ・ 議長または委員長の許可を得た場合以外、写真撮影や録音などはしないこと。
- ・ 傍聴席ではすべて係員の指示に従うこと。



(採決の明確化)

第 15 条 議会は、採決の明確化を図るため、原則として各議員の採決に関する表決を公開します。

2 議会は、電子採決導入について、調査・研究します。

【解説】

本条では、市民に分かりやすい採決について述べています。

第 1 項

議員が、議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを「表決」といい、議長が表決をとることを「採決」といいます。議員の賛成・反対の意思表示の明確化することで、議案などに対する議員個々の判断について、市民が的確に評価できる情報を提供することを定めています。具体的には、市議会だよりや市議会ホームページに、各議員の採決に関する表決結果を掲載します。

第 2 項

電子採決の導入は、議案などに対する採決の際に誰がどのような判断をしたか、すぐに明らかにできるなどのメリットがあります。市民に開かれた議会の実現のため、更なる調査・研究を進めることを定めています。

第5章 議会への市民参加

(積極的な市民意見の聴取)

第16条 議会は、意見提出手続（パブリック・コメントをいう。）を有効に活用するとともに、市民からの意見や政策提言を投書や電子メールで募集するなど、市民の意見の聴取を積極的に行います。

【解説】

本条では、議会が積極的な市民意見の聴取を行うことを述べています。

議会は、市議会だよりの発行や議会報告会・意見交換会の開催などあらゆる方法により、市民に本会議や委員会等の議会活動について情報発信するよう努めています。それに対する市民からの意見聴取については、意見提出手続（パブリック・コメントをいう。）を有効活用します。さらに、市民からの意見や政策提言について、議会報告会・意見交換会のほか、投書や電子メールでも随時募集し、議会運営の改善や政策提言に活用していくことを定めています。

※意見提出手続とはなんですか？

意見提出手続とは、政策等を定めようとするときに、事前にその政策等の素案を公表し、それに対する意見を募集し、その意見を考慮した上で最終的な意思決定を行おうとするものです。一般的にはパブリック・コメントともいい、桐生市では、「桐生市市民の意見提出手続に関する条例（平成23年12月27日条例第26号）」により定められています。

(議会モニターの設置)

第 16 条の 2 議会は、市民からの要望、提言その他の意見を聴取し、議会の運営等に反映させるため、議会モニターを設置します。

【解説】

本条では、桐生市議会の活動等について、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるため、議会モニターを設置することを定めています。

(追加：施行期日 平成 31 年 4 月 1 日)

(積極的な市民協議の場の開設)

第17条 議会は、議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話合いの場を積極的に設けます。

【解説】

本条では、議会が積極的に市民との話合いの場を設けることを述べています。

市民の意見を聴くことは、議会への市民参加を促進し、まちづくりを進める上で大変重要です。議会は、市民の意見を聴き、自由に意見交換や情報交換できる場として、「意見交換会」を開催するほか、「まちづくり討論会」など話合いの場を積極的に設け、このような機会を通じて市民が議会の活動に参加できるようにし、市民の意見が市政に反映されるような政策提言を行うことを目指します。

(一部改正:施行期日 令和7年6月16日)



(請願趣旨の聴取)

第 18 条 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

2 議会は、委員会が必要とするときには、請願提出者に趣旨の説明をしてもらう機会を設けます。

【解説】

請願とは、市民等が国や市に意見や要望を述べることです。本条では、請願趣旨の聴取について述べています。

第 1 項

請願は、議長あてに議員の紹介により請願書を提出します。受理した請願は、所管委員会で審査を行いますが、審査するための参考とするために紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

第 2 項

請願は、市民の大切な意見でもあり、ひとつの政策提言ともいえることから提出者からの申し出があった場合は、その必要性を所管委員会が判断し、対応いたします。

※請願とは何ですか？

請願とは、国や地方自治体に対して住民が意見や要望を述べることで、桐生市議会に請願を提出する場合は、桐生市議会議員の紹介が必要です。提出された請願は、所管する委員会で慎重かつ迅速に審査し、本会議で採択か不採択かを決定します。なお、請願の提出方法については、桐生市議会のホームページにあります。



第6章 市長と議会の関係

(政策提案の説明)

第19条 議会は、市長が議会に提案する政策について、その政策の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について審議に必要な説明を求めるものとします。

- (1) 政策の根拠及び提案に至るまでの経緯
- (2) 総合計画及び実施計画における位置付け

2 議会は、予算及び決算の議案を議会で審議するに当たっては、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めるものとします。

【解説】

本条では、市長が議会に対して提案する政策について、議会は審議に必要な説明を求めることを述べています。

第1項

議会は、市長に対して、「(1) 政策の根拠及び提案に至るまでの経緯」、「(2) 総合計画及び実施計画における位置付け」の審議に必要な説明を求めるものとします。

第2項

議会は、予算や決算の審議をするとき、議会の審議が十分に行えるよう、市長に対して分かりやすい説明資料の作成を求めることを定めています。

(一般質問)

第 20 条 議会は、本会議における一般質問を、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行います。

【解説】

本条では、本会議における一般質問を一問一答方式により行うことを述べています。

これまでは、一般質問は一問一答方式または一括質問一括答弁方式を議員が選択して行っていましたが、より論点及び争点を明確にするために、一問一答方式に統一して行うことを定めています。

※一問一答方式とは何ですか？

議員が 1 つ質問をし、その質問に対して市長など当局が答弁を行い、それを繰り返す方法を「一問一答方式」といいます。この方式の利点は、従来の一括方式と比べて、質問と答弁のやりとりがわかりやすくなります。桐生市議会では、一般質問する議員は一括方式と一問一答方式のどちらかを選択していましたが、平成 25 年第 4 回定例会から一問一答方式に統一しました。



(反問権)

第 21 条 本会議及び委員会において議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。

【解説】

本条では、反問権について述べています。

市長等が、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長や委員長の許可を得て、質問等の趣旨を確認したい場合に限って反問権を認めます。

第7章 議会の活性化

(監視・評価機能の充実)

第22条 議会は、市民の立場に立ち、市長その他の執行機関と対等な関係を保持し、監視及び評価機能を充実します。

【解説】

本条では、議会の役割の中の監視・評価機能の充実について述べています。

二元代表制の一翼を担う議会は、執行機関とは独立・対等の関係にあります。議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能があり、市民の立場に立って監視及び評価機能を充実することを定めています。

(政策評価の研究)

第 23 条 議会は、議会による政策評価を研究します。

【解説】

本条では、議会による政策評価について研究することを述べています。

議会は、市長その他の執行機関の行う各種事業や政策について、その政策の有効性、効率性などにより選択をして、政策の新たな開始や、政策の継続、政策の廃止などの意思決定を常に行い、真の市民福祉向上につながる「良い政策の選択」を行うために、議会による政策評価を研究することを定めています。

(一部改正：施行期日 令和 4 年 4 月 1 日)

(議決事件の追加)

第 24 条 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

【解説】

本条では、議決すべき事件について述べています。

団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第 96 条第 1 項において、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など 15 項目が明示されていますが、地方自治法第 96 条第 2 項では、さらに必要に応じて議会の議決すべき事件を条例で定めることができる旨規定されており、この規定に基づき、議決すべき事件の追加については、別に条例を定めることとします。

(一部改正：施行期日 平成 31 年 4 月 1 日)

(政策立案機能の充実)

第 25 条 議会は、市民福祉の向上のため、政策立案機能を充実します。

2 議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行います。

3 議会は、委員会視察の成果を市長に提言します。

4 議会は、市民の声を政策化するため、必要に応じて、市長に対し、予算要望をします。

【解説】

本条では、市民の多様な意見を把握して、政策立案機能を充実させることについて述べています。

第 1 項

議会は、市民意見を政策として具現化するために、議員立法による条例制定の取り組みなど政策立案機能を充実し、市民福祉の向上に努めることを定めています。

第 2 項

議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行い、常に議員の自己研鑽に努めることを定めています。

第 3 項

議会は、委員会としての専門性を確保し、議案審査や政策提言に資することを目的に、委員会視察を実施しています。視察実施後は、議案審査等の参考とするとともに、市長に対して、その結果と成果を提言することについて定めています。

第 4 項

議会は、桐生市のまちづくりなどについて、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、反映させるために、必要に応じて、市長に対し予算要望することについて定めています。

(一部改正：施行期日 平成 31 年 4 月 1 日)

(正副議長選挙の立候補制)

第 25 条の 2 議会は、正副議長の選出に当たり、議場においてそれぞれの職に立候補する者に対して所信を表明する機会を設けます。

【解説】

本条では、議長及び副議長の選出をするときは、議場において、立候補する議員に対し、所信の表明を行う機会を設けることを定めています。

(追加：施行期日 平成 31 年 4 月 1 日)

※所信を表明するとは何ですか？

自分の考えや信念、または方針などについて演説したりする形で表明することです。

(委員会の充実)

第 26 条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。

- (1) 議会は、委員会の所管事務調査を積極的に実施します。
- (2) 議会は、委員間討議を常任委員会での審議の中で行います。

【解説】

本条では、議会は、委員会が分かりやすい審査を行うよう努め、次に掲げる事項を実施し、積極的に調査研究を行うことを述べています。

(1) 委員会は、市長等から提出された議案等の審査に限らず、各委員会の所管事務について積極的に調査研究を行うこととしています。

(2) 委員間討議とは、委員会の会議において、議案等の採決前に委員同士で自由な討議を行い、議論を深めていくことです。ここでは、委員会の議案ごとの審議の中で行うことを定めています。

(一部改正：施行期日 平成 29 年 3 月 24 日)

(一部改正：施行期日 令和 4 年 4 月 1 日)

(会派制)

第 27 条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念及び政策を共有する者で構成される会派を結成することができます。

2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めます。

3 会派は、2 名以上の議員をもって構成します。

4 議長は、必要があると認めるときには、会派の代表者の会議を開催します。

5 議会は、会派の代表者の会議に関し、必要な事項は別に定めます。

【解説】

本条では、会派の役割や位置付けについて述べています。

第 1 項

議会は、議員がより充実した議会活動ができるよう「会派」を結成することができることを定めています。

「会派」とは、一般的に、議会において共通する政策、意見、考え方を持つ議員の集まりです。

第 2 項

理念・政策を共有する集団として構成された会派同士の議論が、円滑な議会運営に資する面を有しており、政策立案、政策提言に関して、必要に応じ、会派間の調整に努めることを定めています。なお、これまでも桐生市議会では会派制度を採っていました。

第 3 項

会派は 2 名以上の議員で結成することと定めています。

第 4 項

議長は、議会の意思決定を行う上で、必要に応じて会派の代表者により、会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営の実施を図るよう定めています。

第 5 項

会派の代表者の会議については、別に規程で定めています

第 8 章 政務活動費

(政務活動費の執行等)

第 28 条 会派又は議員は、政策立案機能及び監視機能の向上等を図るため、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年桐生市条例第 1 号）に基づく政務活動費を活用し、調査研究を行います。

2 会派又は議員は、政務活動費に係る収支報告書を桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、公開します。

【解説】

本条では、政務活動費について述べています。政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができると定められています。

第 1 項

政務活動費は、桐生市政務活動費の交付に関する条例により交付されており、交付や収支報告等の手続きや使途基準などは同条例で定められています。第 1 項では、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、桐生市議会議員の調査活動等を行うことを定めています。

第 2 項

政務活動費に関する収支報告書の公開につきましては、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき公開を行うことを定めています。

(一部改正：施行期日 平成 27 年 10 月 5 日)

(一部改正：施行期日 平成 29 年 3 月 24 日)

第9章 議会事務局の体制

(議会事務局体制の強化)

第29条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び組織体制の強化を図ります。

2 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。

【解説】

本条では、議会事務局体制の強化について述べています。

第1項

地方分権時代の中、地方議会は市政の課題解決のため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する議会事務局の役割も増大していることから、その調査機能及び組織体制の強化を図ることを定めています。

第2項

議会の役割として「政策立案及び政策提言」を定めていますが、実際に政策立案等を行うのは議会を構成する議員であることから、議員の政策立案等を補助する議会事務局の機能の充実を図ることを定めています。

第10章 雑則

(見直し手続)

第30条 議会は、議会基本条例の理念、目的に沿い、達成状況を定期的に検証し、必要に応じて条例の改正も含め、適切な措置を講じます。

【解説】

本条では、この条例が形骸化しないように、定期的な検証及び随時の見直しを行うことについて述べています。

議会は、条例の理念に基づき、目的が達成されているかどうか、より実効性を持たせるために定期的に自主的な検証を行い、市民の意見や社会情勢の変化等を考慮しながら、必要があれば適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行します。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 28 条第 2 項の改正規定は、平成 27 年 10 月 5 日から施行します。

公布の日は、平成 27 年 9 月 25 日です。

附 則（平成 28 年 12 月 22 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行します。

公布の日は、平成 28 年 12 月 22 日です。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行します。

公布の日は、平成 29 年 3 月 24 日です。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日条例第 8 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

公布の日は、平成 31 年 3 月 19 日です。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日条例第 15 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

公布の日は、令和 4 年 4 月 1 日です。

附 則（令和 7 年 6 月 16 日条例第 32 号）
この条例は、公布の日から施行します。

公布の日は、令和 7 年 6 月 16 日です。